別表十㈢の記載要領第１号中「ものが」の次に「租税特別措置法第58条（探鉱準備金又は海外探鉱準備金）又は所得税法等の一部を改正する法律（令和７年法律第13号）第８条の規定による改正前の」を加え、同第六号中「「所得基準額（(㈶－㈷)又は(別表十(三)付表「９」若しくは「16」))－㈷　㈸（マイナスの場合は０）」」を「「所得基準額（(㈷－㈹)又は(別表十(三)付表「９」若しくは「16」))－㈹　㈺（マイナスの場合は０）」」に改め、同号㈠中「㈶－㈷」を「㈷－㈹」に改め、同号㈡中「－㈷」を「－㈹」に改め、同号を同第十号とし、同第五号中「「探鉱費基準額㈼又は(㈽－㈿)　㈻（マイナスの場合は０）」」を「「探鉱費基準額㈻又は(㈼－㈽)　㈿（マイナスの場合は０）」」に、「(㈽－㈿)」を「(㈼－㈽)」に、「㈼」を「㈻」に改め、同号を同第九号とし、同第四号を同第七号とし、同号の次に次の１号を加える。

８　「㈻」から「㉁」までの各欄は、「５年経過探鉱準備金の益金算入額等(28の計)＋(29の計)－(㈻又は(㈼－㉁))（マイナスの場合は０）」の欄を記載する場合には、租税特別措置法第59条の規定の適用がない場合においても、この表のⅠと併せて記載すること。

別表十㈢の記載要領第㈩一号の次に次の㈩二号を加える。

４　「当期前５年間新鉱床探鉱費の支出がない場合の控除額」の各欄は、次に掲げる場合に該当する場合に記載すること。

⑴　令和８年４月１日以後に開始する事業年度において租税特別措置法第58条第１項の規定の適用を受ける場合において、当該事業年度開始の日前５年以内に開始した各事業年度のいずれにおいても同項に規定する鉱物（⑵において「鉱物」という。）に係る同項に規定する新鉱床探鉱費の支出を行わなかつたとき。

⑵　令和８年４月１日以後に開始する事業年度において租税特別措置法第58条第２項の規定の適用を受ける場合において、当該事業年度開始の日前５年以内に開始した各事業年度のいずれにおいても国外にある鉱物に係る同項に規定する新鉱床探鉱費の支出を行わなかつたとき。

５　「５年経過探鉱準備金の益金算入額等(28の計)＋(29の計)－(㈻又は(㈼－㉁))（マイナスの場合は０）」の欄は、前号⑴に掲げる場合に該当する場合には「又は(㈼－㉁)」を消し、同号⑵に掲げる場合に該当する場合には「㈻又は」を消すこと。

６　「積立限度額㈩又は(㈩－(⑾と⑿のうち少ない金額))　⒀」の欄は、第４号⑴又は⑵に掲げる場合に該当する場合には「㈩又は」を消し、その他の場合には「又は(㈩－(⑾と⑿のうち少ない金額))」を消すこと。

別表十㈤の表中

新鉱床探鉱費又は海外新鉱床探鉱費の特別控除額 （別表十(三)「43」）

を

新鉱床探鉱費又は海外新鉱床探鉱費の特別控除額 （別表十(三)「47」）

に、

特定事業活動として特別新事業開拓事業者の株式の取得をした場合の特別勘定繰入額の損金算入額又は特別勘定取崩額の益金算入額 （別表十(七)「11」－「21」）

を

特定事業活動として特別新事業開拓事業者の株式の取得をした場合の特別勘定繰入額の損金算入額又は特別勘定取崩額の益金算入額 （別表十(七)「11」－「23」）

に改める。

別表十㈦の表を次のように改める。